

## 学位論文公開に関する学位規則改正の審議状況について

### 【背景】

本作業部会の「審議のまとめ」において、機関リポジトリの構築の際、学位論文についても、重要な教育研究成果であり、利用ニーズも高いことから、機関リポジトリへの登載を一層促進することが重要としたところである。

現在、博士論文については、質の確保と活用の促進を目的として、学位規則において「作成者による印刷公表」が義務付けられており、具体的な取扱いとしては、原則的に、作成者が製本して、学位授与大学と国立国会図書館に送付し、そこで保管・閲覧に供することにより印刷公表義務を満たすこととなっている。

一方で、博士論文は、個人の著作物であることから、機関リポジトリ等において公開する場合には、作成者からの許諾を取る必要がある。

したがって、博士論文の電子的公開を進めるにあたって、現行の博士論文の公開義務が印刷に限定されていること及び改めて作成者からの個別の許諾を必要とすることが要因となり、円滑に進展しない状況となっている。

そのため、このような現状・課題及び学位規則見直しの必要性について、学位規則を所管する高等教育局大学振興課と協議の上、その審議を行う中央教育審議会大学院部会で検討することとなった。

### 【状況】

10月5日開催の中央教育審議会大学院部会において、「審議のまとめ」ほか、関連資料を配付し、情報課、国立国会図書館から状況説明を行い、大学院部会委員である有川主査からも補足説明をいただいた。

大学院部会においては、例外的な配慮を考慮しつつ、基本的には電子的な公表すること、過去分の対応ではなく今後のルール作りを重視することなどの意見交換を踏まえ、具体的な対応等について、さらに検討することとされた。

## 中央教育審議会大学分科会大学院部会（第62回）資料

# 国立国会図書館（NDL）が所蔵する 学位論文（博士論文）とそのデジタル化

平成24年10月5日  
国立国会図書館電子情報部 佐藤毅彦

# 1 国立国会図書館所蔵学位論文

国立国会図書館が所蔵する学位論文

1888年（明治21年）

54万件（2010年（平成22年）度末現在）

現在

1923年（大正12年9月、  
関東大震災以後）

\*実運用においては、NDLへの学位論文の  
印刷物寄贈が、学位規則第9条の定める  
「印刷公表」にあたることとなっている  
。

収蔵率

学位授与年の収蔵率は59%、学位授与から7年後の収蔵率は96%  
(1995～2002年学位授与分についての調査による。)

利用状況（年間）

来館閲覧件数：約5,900件  
複写件数（来館及び郵送申込みの合計）：約3,000件

紙資料の利用は、来館閲覧か文献複写に限定されてしまう

。

## 2 学位論文のデジタル化及び著作権処理

デジタル化の目的

学位論文の流通促進と原資料の保存

学位論文のデジタル化（2010年度）



著作権処理の結果 \*著者連絡先調査については大学の協力も得て実施

著作権処理対象：14万件 ⇒ 許諾依頼文書発送数：58,000件  
(著者連絡先不明が83,000件)

発送文書への返信数	大学公開可	国立国会図書館公開可
32,000件	12,600件	14,400件

## 2 学位論文のデジタル化及び著作権処理

### ×著作権処理結果をふりかえって

- ①10数年前の著者でさえ、特定は非常に困難
- ②学位授与後10数年を経て、今さらインターネットで公開することに特段の意義を感じない著者も多い。
- ③商業出版されているもの、共著論文については、学位取得者が許諾するだけではインターネット公開ができない。

### ◎学位論文の流通促進のために

⇒可能な限り電子化して利用に供する

- ・NDLがインターネット公開する学位論文への  
アクセス件数は、 9,000件／月
- ・紙資料の閲覧件数は、 5,900件／年

### 3 学位論文の流通促進に向けて

#### 海外の事例

英國 EThOS (Electronic Theses Online Service)

全英の学位論文のポータルサイト

大学と英國図書館 British Libraryが連携して、学位論文の電子的な流通を実現

国立国会図書館と大学図書館との連絡会「学位論文電子化の諸問題に関するワーキンググループ」報告

(2008年(平成20年)3月27日)

#### 〈課題〉

- ・学位規則における公表手段の限定（印刷公表）
- ・学位論文の公表段階での電子化